

平成 2 8 年度

第 5 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成28年8月23日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成28年度第5回農業委員会総会を大多喜町役場大会議に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下について

報告第3号 時効取得を原因とする農地について

報告第4号 利用権の中途解約に係る通知について

報告第5号 軽微な農地改良の届出について

報告第6号 農地の転用事実に関する照会について

<出席委員> (11名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番委員：加曾利益弘 | 2 番委員：佐川順一郎 |
| 3 番委員：齋藤豊彦 | 4 番委員：君塚作治 |
| 5 番委員：磯野幸作 | 6 番委員：藤平重男 |
| 7 番委員：押元康郎 | 8 番委員：猿田義久 |
| 9 番委員：浅野幸男 | 10 番委員：山岸 潔 |
| 11 番委員：岩瀬貞夫 | |

<欠席委員> (0名)

<出席した職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 秋山賢次 寺井絵里

開 会（午後 1 時 4 7 分）

事務局長（吉野）

定刻前ですが、委員さん全員お揃いですので、只今から平成 28 年度第 5 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は 11 名の委員の出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によりまして岩瀬会長に議長をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長（岩瀬会長）

皆さんこんにちは。お盆が終わってさあ、稲刈りだという時になりまして、こなくて良いものが続けざまにきまして、頭の痛いところですが、平成 28 年度第 5 回総会に全員の出席を頂きまして有難うございます。只今より総会を開始いたします。本日は、議件 3 件と報告事項 6 件を予定しておりますので、宜しくご審議をお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。まず最初に議事日程 3 の議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条の第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は 5 番委員の磯野委員さんと 6 番委員の藤平委員さんをお願いします。

それでは、早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、3 頁をお開きください。今回、議案第 1 号にきましては、申請案件が 4 件出ております。また、番号 7 の案件につきましては、9 番委員の浅野委員さんの関係案件となりますので、大多喜町農業委員会会議規則第 10 条議事参与の制限に該当するために、番号 6 の審議終了後に浅野委員には一旦ご退出いただきまして、番号 7 の審議終了しだい再度入室いただくこととさせていただきますので、ご了承をお願いします。

それでは説明いたします。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 28 年 8 月 23 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号 6 所在地番 下大多喜地先他 1 筆 地目 田 合計地積 2,659 m² 権利者 神奈川県川崎市川崎区在住者

義務者 茂原市在住 事由 譲受人 近い将来大多喜町に永住し、新規就農するため。 譲渡人 高齢のため規模を縮小したい。 権利内容 売買による所有権移転。 番号6については以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号6については10番委員の山岸委員さんが担当になっておりますので現地報告をお願いいたします。

山岸委員（10番）

はい。それでは報告させていただきます。調査日は、8月12日（金）午前10時頃より行いました。権利者及び義務者ともに日程の調整ができなかったため、単独で調査しました。現地につきましては、国道297号線の白山台交差点から県道大多喜一宮線の一宮方面へ約1.5km進み下大多喜交差点を過ぎて、更に500mほど進んだところの交差点を高谷方面に向かって、10m程のところに対象地があります。現地は割田になっておりまして、対象の2筆は隣接しており現状では、1枚の水田として使用しているようでした。境界杭等は見当たりませんでした。水稻が作付されており、問題はないと思われます。以上です。

議長(岩瀬会長)

ご苦労さまでした。山岸委員さんからの現地確認報告をいただきました。質問のある方はお願いします。

齋藤委員（3番）

事務局にお尋ねします。義務者はもともと地元の方か。

事務局（寺井）

元々は、地元の方だと聞いています。

齋藤委員（3番）

権利者は、近い将来新規就するとのことのことだが、年齢は若いのか。

事務局（寺井）

年齢は、57歳と聞いています。

齋藤委員（3番）

現状は、水稻が作付されているとのことで良いか。

山岸委員（10番）

はい。

齋藤委員（３番）

誰が耕作をしているのか。

事務局（寺井）

現在は、義務者の方の親戚関係の方が耕作をしているようです。

齋藤委員（３番）

町外の方が農地を購入することは良いが、この権利者が条件を満たせるか。

事務局（寺井）

町の面積要件はクリアしておりますし、営農計画書も水稻を作付て米を中心に販売して行きたいとの計画もあげていただいております。

議長（岩瀬会長）

他に質問ありませんか。

議 場

_____ 質問・意見等なし _____

質問がないようですが、番号６についてご異議ありませんか。

議 場

_____ 異議なしの声あり _____

議長（岩瀬会長）

それでは、番号６については異議ないものと認めます。

続きまして番号７番の案件に入りますので、ここでいったん浅野委員にはご退室をお願いします。

（浅野委員退室 午後２時）

事務局、説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、番号７について説明いたします。 番号７ 所在地
番 小土呂地先他４筆 地目 田 合計地積 ４，３４０㎡
権利者 大多喜町小土呂在住者 義務者 千葉市緑区在住者
事由 譲受人 譲渡人の希望に応じる。譲渡人 高齢で耕作困難
であり、譲渡したい。権利内容 売買による所有権移転。
番号７については以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号７については１０番委員

の山岸委員さんが担当になっておりますので現地報告をお願いいたします。

山岸委員（１０番）

はい。それでは報告させていただきます。調査日は、８月１２日（金）午前７時頃より行いました。義務者の承認を得て権利者と日程調整のうえ、権利者の案内で現地調査を行いました場所は、国道２９７号線の横山交差点から県道大多喜茂原線を茂原方面へ約２ｋｍ進みましたところの交差点を下大多喜方面に向かい、１０ｍ程のところの右側に対象地の内２筆、その道路をさらに１０ｍ程度進んだ右側に１筆存在しいずれも現状は保全管理状態で、給排水設備については問題ないようでしたので、耕うんすれば使用可能と思われます。また、さらに下大多喜方面に１００ｍ位進んだところに交差点がありそれを右折し１２０ｍ程度進んだところに残り２筆が存在します。残り２筆については、草が繁茂しておりまして、直ぐには耕作が難しいと思われましたが、数日後に権利者から草刈りをしたとの連絡があり、再度現地を訪れますと、草刈りが終了しており給排水設備について問題はありませんでした。いずれの土地も、権利者の自宅から５００ｍ範囲内にあり、耕作に都合の良い場所と思われます。以上です。

議長(岩瀬会長)

ご苦労さまでした。山岸委員さんからの現地確認報告をいただきました。質問のある方はお願いします。

議 場

_____ 質問・意見等なし _____

質問がないようですが、番号７についてご異議ありませんか。

議 場

_____ 異議なしの声あり _____

議長（岩瀬会長）

それでは、番号７については異議ないものと認めます。

ここで、番号７の審議が終了しましたので、浅野委員の入室を認めます。

（浅野委員退室 午後２時１３分）

議長（岩瀬会長）

続きまして番号８番及び番号９の案件に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、4 頁をお開きください。

番号 8 及び番号 9 について説明いたします。 番号 8 所在地番 久保地先 1 筆 地目 田 地積 1, 3 4 3 m² 権利者 大多喜町泉水在住者 義務者 千葉市緑区在住者 事由 譲受人 長年耕作しているため。譲渡人 高齢で耕作困難であり、譲渡したい。権利内容 売買による所有権移転。つづきまして、番号 9 所在地番 部田地先 1 筆 地目 田 地積 1, 8 0 9 m² 権利者 大多喜町部田在住者 義務者 大多喜町堀之内在住者 事由 債務の弁済に代えて、申請地を譲り渡す。 権利内容 和解調書による所有権移転。なお番号 9 については、権利者の単独申請となっておりますが、こちらは、和解調書によるもので、農地法施行規則第 1 0 条第 2 項に単独申請できる場合である旨の記載がありますので、単独申請により受理をした案件です。番号 8 及び番号 9 につきましては、以上ですが、権利取得後の農業経営の実態については、5 頁の記載のとおりです。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号 8 については 7 番委員の押元委員さんが担当になっておりますので現地報告をお願いいたします。

押元委員（7 番）

はい。それでは報告させていただきます。この件につきましては、8 月 1 9 日（金）午前 8 時から現地を確認させて頂きました。権利者立会のもと行いました。義務者は事前に電話連絡をした結果、権利者をお願いしてあるので、よろしくお願ひしたいとのことでした。場所ですが、国道 2 9 7 号線の船子方向から千葉方面に向かい白山台交差点の手前、テングレーの反対側を左折したところに一団となった農地の中の 1 筆です。権利者につきましては、長年に渡り対象地を耕作しているとのことでした。用水については夷隅川からポンプで揚げているとのことでした。以上です。

議長(岩瀬会長)

ご苦労さまでした。押元委員さんからの現地確認報告をいただきました。質問のある方はお願いします。

齋藤委員（3 番）

その周辺にアパートがあると思うが。

押元委員（7番）

アパートは、水田を1枚挟んだ北側になる。この土地は先ほども説明しましたが、一団となった農地の中の1筆ですが、基盤整備はされていません。

齋藤委員（3番）

これで、基盤整備されていないのか。

押元委員（7番）

されていません。

齋藤委員（3番）

いずれにしても、今まで権利者が耕作していたしこれからも耕作するのであれば良いのではないか。

押元委員（7番）

一団となった農地ではあるが、筆により高低差がある。昔は畑として使用されていた場所を水田にしてあるため、水持ちが非常に悪いとのことでした。

議長(岩瀬会長)

他に質問のある方はお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

質問がないようですが、番号8についてご異議ありませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

それでは、番号8については異議ないものと認めます。

続きまして番号9については、6番委員の藤平委員さんが担当になっておりますので、現地報告をお願いします。

藤平委員（6番）

はい。私の方から番号9についてご説明させていただきます。今月の12日現地の確認をいたしました。立会については、権利者、義務者の両氏とも都合がつかず、仲介に入りました大富事務所さんに現地の案内をお願いしました。現地ですが、国道297号堀之内の交差点から町道大月原線に入り50m程行きますと農道に降りる道がありまして、直ぐその下が対象地であり、基盤整備をされた一番スミの土地です。現在は水稻の作付がされていま

した。事務局より説明がありました通り和解とのことでしたが、現在は、地元の方が作付をしているようです。農地としては十分機能しておりまして、隣地等も支障はないものと思われます。以上です。

議長(岩瀬会長)

ご苦労さまでした。藤平委員さんからの現地確認報告をいただきました。質問のある方はお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

質問がないようですが、番号9についてご異議ありませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

それでは、番号9については異議ないものと認めます。

議案第1号については、異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、6頁をお開きください。議案第2号 番号6につきましては、第4回の総会で追加の資料を要請し再度審議をするとのことで議決を見送った案件でございます。追加で提出された資料につきましては、皆様に配付をさせていただきましたので、参考にいただき審議をお願いしたいと思います。また、番号7につきましては、同様に第4回の総会で審議をお願いした案件ですが、申請者が申請地の認識を誤っていたとのことで、前回の案件の取下げ申請後、再度、正しい地番で申請を出し直していただいた案件ですので、両案件とも現地報告は前回報告をいただいておりますので、省略させていただきます。それでは、各案件を説明いたします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う賃借権設定の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成28年8月23日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号6 所在・地番 弓木地先 地目 田 地積 958

m²の内 751 m² 農地種別 2種 農用地区域 外 権利者 市原市在籍 株式会社 義務者 御宿町在籍 有限会社 事由 申請地を借り、耕作しやすいよう盛土し、ユリ及びニンニクを栽培するため。(農地造成)

番号7 所在・地番 紙敷地先 地目 田及び畑 地積 590 m²の内 41.96 m² 他4筆 合計地積 1,603 m²の内 872.82 m² 農地種別 2種 農用地区域 外 権利者 東京都中央区在住 義務者 大多喜町在住 事由 自然豊かな土地で、家族6人で住むため、申請地を借り専用住宅を建築したい。賃貸借権設定での申請です。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号6について質問のある方はお願いします。

齋藤委員（3番）

要望書との書類が配布されていますが、これはこの件と関連があるのか。

事務局（寺井）

皆さまに配付させていただきました、平沢区からの要望書ということで、今回の議案第2号 番号6の案件に関連した要望書になります。要望の内容は、につきましては4点の要望が記載されておりますが、事務局としましては、要望の内容を権利者にお伝えしたいと思っております。

齋藤委員（3番）

要望書と番号6は同じ物ですね。

事務局（寺井）

関連のあるものです。

藤平委員（6番）

仮に地区からの要望書を農業委員会が承認して、権利者に要望書が来ているから、受諾して下さいと伝えるとして、権利者が拒否した場合はどう対処したら良いのか。要望書の内容を条件として、農業委員会は申請を受けますよとするのか。どのような形をとるのか。要望書はあくまでも要望書では済まないと思うが。

事務局（秋山）

要望書については、あくまでも要望ということで、農業委員会の申請の条件というようなことにはできないと思われます。

藤平委員（6 番）

あくまでも地区からの要望ということで、承りますよ とのことか。

事務局（秋山）

そのとおりです。権利者に、このような要望が出ているので可能な範囲内でお願いしたいと、お願いをするということになると思います。

齋藤委員（3 番）

要望書の内容ですが、「下流地域への説明会の開催」及び、「搬入の際、平沢区内を通行しない」とあるが。

藤平委員（6 番）

要望書としてあがってきて、協定書を締結したいというときに、果たして農業委員会の中でどのような対処をしたら良いか。

齋藤委員（3 番）

対処となると説明会の開催をしないといけない。協定書の締結もしないといけない。

藤平委員（6 番）

それは難しいでしょう。先ほど事務局からあった、あくまでも要望ということでこの文章を処理して良い物かということだ。平沢地区からすると、要望書を提出してあるにもかかわらず、農業委員会では「権利者に伝えてありますだけで終わってしまった。」たということにならないか。

齋藤委員（3 番）

関連して議案 3 号に「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画」で同じ権利者の案件が提出されているが、これはかなりの面積であるが、この 5 条の申請と比較して面積的にアンバランスだと思うが。登記簿上は田になっているようだが、現況は荒れていると思われるが。この申請については、確認が不要であるため、分からないのではないか。関連して総合的にこの権利者の関係を協議する必要があると思うが。37,000 m²の農地を一気に耕作するのは難しい。何でも名目を作れば許可がおりると思われても困る。

君塚委員（4 番）

先月、現地を見てきたが山の谷底に田があるというイメージです。この数字をみると現地よりも多く思える。

齋藤委員（3番）

仮にその田を借りて、残土を埋めて農地にして、ニンニクやユリを植えるとした場合には、一時転用の申請が必要となる。それをやらずにどんどん土を運んできて、やってしまうのはいかななものかと思う。

事務局（秋山）

この議案3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画」についてですが、申請時に権利者に確認をしましたところ、5条申請の土地には再生土で農地造成をすることですが、その他の土地については現状のまま使用し埋める予定は無いとのことでしたので、この申請で受付をしております。

齋藤委員（3番）

それなら結構です。私も疑いたくなかったがそういうことであれば分かりました。

事務局（秋山）

この件に関しましては、事務局としても、方や5条申請が提出されていますので、当然、埋める予定があるかないかについて確認をしております。その際、権利者はここに関しては埋めることはないと話していました。

齋藤委員（3番）

これだけの面積が出ているため、委員で現地を確認した方が良いのではないか。

事務局（秋山）

その件につきまして、前回の総会で委員さんから現地を見たいとの話が出ていたと伝えたところ、「どうぞ来て下さい、どんどん来ていただいて結構です。」とのことでした。

藤平委員（6番）

弓木地区の方はどのように考えているのか。なにか話は入っていないか。

事務局長（吉野）

弓木地区とのお話ですが、直接 権利者には確認をしておりますけれども、平沢の区長さんが弓木の区長さんに相談を持ち掛けたとのことですが、既に弓木地区の方が所有する土地自体が無いため、弓木の方では説明会を開催していないとのことでした。

事務局（秋山）

その他の情報としまして、権利者が申請地の近隣の土地で、フグ、エビ等の養殖を行うということで、今、エビの稚魚をタイカ

ら輸入する手続きを行っているとのことでした。

事務局長（吉野）

もう一つ情報提供ですが、この要望書ですが町にも同じ物が提出されております。町は環境水道課の方が主管になっておりますけれども、対応については現在のところこちらに情報はありません。どのような対応になるか明白ではありません。

議長(岩瀬会長)

その辺を踏まえて、何か質問はありませんか。

山岸委員（10番）

農業委員会としては、農地法第5条の規定に反しないのであれば、許可するしかないのではないかな。

君塚委員（4番）

先月、調査に行った時に大富事務所が立ち会ってくれて、平沢区への説明を権利者が行うと言っていたと思う。農業委員会で説明すると言うのはどうかと思う。

山岸委員（10番）

農業委員会としては、要望書を優先するか5条を優先するかだと思う。

藤平委員（6番）

山岸委員が言うとおりの、農業委員会としては、第5条を優先でしょうね。

議長（岩瀬会長）

それでは、農業委員会としては、この案件については認めるということで、要望書については事務局の方から伝えて貰うということよろしいでしょうか。

齋藤委員（3番）

一つの事業として実施するとのことであるので、再生土その物は県も認めているとのことですよ。その土でどこを埋めても良いとのこと。ただ要望書その物が平沢区から出ているので、要望事項を実施したあかつきでないと、農業委員会としても・・・どうなんでしょうか課長さん。

議長（岩瀬会長）

前回と同じにこの案件に関して、要望事項を実施してからとの条件をつけるか。だめという事ではなく、継続審議ということになるが。

山岸委員（10番）

前回、追加書類をだして下さいとお願いして、提出された訳ですよね。それに対して農業委員会で協議しますとのことですよね。要望書がでたからといって、権利者から提出された資料で一旦検討した方がよいと思うが。要望した資料が提出されたのだから。

議長（岩瀬会長）

それでは、追加提出された資料に基づいて、審議することとしてよろしいか。

議 場

質問・意見等なし

山岸委員（10番）

事務局にお願いしてあったと思うが、権利者に追加資料の提出についての中で、土砂の比重を記した資料はどれになるのか。

事務局（寺井）

権利者から提出された資料のうち、土質試験結果報告書と言うものと焼成材の材料試験結果と言う物があります。最初に焼成材の材料試験結果から見ますと、1頁目、2段目の「粒度」の欄に数値が細かく載っていますが、この数値の割合といたしまして、礫分が91%となっておりこの結果、粘性が低い土であることは証明されているとのことです。上から4段目の「分類」としましては「砂まじり礫」となり砂より大きな粒子で出来ているとのことです。次に脱水ケーキの方ですが、1頁目、2段目の「粒度」の欄に最も多いものが粘土分で52%次いでシルト分31.2%次に砂分16.8%となっており、脱水ケーキにおきましては粘土分が多い粘性の高い土質であると確認できるとのことです。専門家によりますと砂質の粘土土となると言っていました。下の方に「コーン指数」という欄があるが、こちらは締固めを行った場合、通常は400以上の数値であれば十分な数値であるとのことです。この土については4,298との数値であり、通常の10倍以上の強度がでるとのことを示しているとのことです。その他、製造工程等の参考資料を別途配布してあります。その中に、原料となる物も載っております。法面部分については、脱水ケーキを使う予定であり、粘性に優れているため下流部への流失については、懸念が少なくなるとのことです。事業計画書の収穫量の欄が空欄であったため記載願いたいとのことで要請してありましたが、収量10a当

たり 400kg、作付開始時期 28 年 10 月、収穫時期 29 年 5 月と記載されています。以上です。

山岸委員（10 番） 一応、こちらからお願いした資料は全部提出されているということですか。

事務局（寺井） はい。

齋藤委員（3 番） 権利者は、同様の農地造成をしてきちんと使用している場所はあるのか。その辺の実績はどうなのか。今回初めてではないですよ。

事務局長（吉野） 詳細は分かりませんが、町外であれば鶴舞のユリ園が該当すると思われます。町内であれば久我原地先になると思います。

浅野委員（9 番） 鶴舞は、再生土ではないのではないかと。

山岸委員（10 番） 鶴舞のユリ園は再生土だと思う。何度か行っているが、法面部分は、30m 位の高さがあり再生土だと思うが、崩れているようなところは見たことがない。

齋藤委員（3 番） 産業が起きて、そのような物が出て、または出来てそれを捨てられるように再生することは、悪いことではない、良いことだとは思いますが、ただ、あまりにも心配しすぎて、下流域の人達がこのような要望が出てくるとどうも引っかかるが。

山岸委員（10 番） 環境アセスメントをやっているわけではななのでね。あくまでも 5 条の規定に反しなければ、許可するしかないのではないかと。ただ、要望書が出ている以上これをどのように扱うかとのことでしよう。これは、環境アセスメント担当課に持って行って下さいということだ。

齋藤委員（3 番） そのとおりだと思う。農業委員を何年かやっているが、要望書等があがってきたのは初めてである。どのように取扱したら良いのか分からない。

猿田委員（８番）	鶴舞のユリ園の下流や地域の方から、苦情とか出ていないのか。
山岸委員（１０番）	土、その物に関しては何も無いようです。
齋藤委員（３番）	問題が発生したら終わりなので、おそらく相当の神経を使ってやっていると思うので、おそらく問題は出ていないのではないかな。
山岸委員（１０番）	そうですね。まず問題が起これば事業は出来ないと思う。
齋藤委員（３番）	だから、この申請に関してもまず問題はないと思うが、要望書がでてきたから。追加書類も提出されたから、許可相当と言いたいが、要望書の扱い方法である。
佐川委員（２番）	鶴舞のユリ園の下の方に団地がある。位置的にはかなり下のほうだと思うが。その辺からも特に意見とかが出ている様子もないのでしょうか。
議 場	意見等なし
齋藤委員（３番）	もしも、問題が起きていたら、事業出来ないところではないのではないかな。
山岸委員（１０番）	市原市で許可したのでしょしね。
佐川委員（２番）	団地等になると新住民が多いので、結構うるさい人もいると思うが。
山岸委員（１０番）	音がうるさいとの苦情はあったと聞いたことがある。
齋藤委員（３番）	要望書どおりに権利者が実施してくれれば一番良いのだが。協定を結んで貰えれば、農業委員会でどうこう協議することもないのだが。
山岸委員（１０番）	例えば、農業委員会は許可をしますと言って、要望書は別に考えて、許可しましたがこのような要望書がでているのでお願い

しますと言う事になると思うが、どこが処理をするのかと言う事になると思う。

議長（岩瀬会長）

要望書は町にも提出されているとのことですが。

齋藤委員（3番）

町としても十分承知していることになる。

事務局長（吉野）

議会まではまだではないか。町長は認識していると思う。

山岸委員（10番）

町は農業委員会が許可したからいいですとなると困る。町も慎重に処理して貰いたい。農業委員会は環境アセスメントをしている訳ではないので。

君塚委員（8番）

8月9日に要望書が提出されているが、この前に権利者が平沢区に説明をしたことにより、区が情報を得たとは考えられないか。立会者から区に説明をすると聞いていたので。

山岸委員（10番）

農業委員会では、要望内容についてどうにもできないのではないかな。

藤平委員（6番）

この要望書を踏まえて、農業委員会として権利者に要望書がでているから、履行して下さいとしかいえないのではないかな。5条申請については、認めざるをえないと思う。それから先については、権利者と地元と町の対応になるのではないかな。農業委員会としてはそこまで行う必要はないと思う。

山岸委員（10番）

農業委員会では、出来ないと思う。

議長（岩瀬会長）

いずれにしても、平沢から要望書が提出されたことを踏まえても、5条の規定に反していなければ、やむを得ないのではないかな。

藤平委員（6番）

許可はしますが、地元からの要望書もありますので、誠意を持って履行して頂きたいとしか言えないのではないかな。

議長（岩瀬会長）

そうすれば、要望書を無視している訳でもない。

浅野委員（９番）	契約した時点でＯＫと言う事で良いのでは。
山岸委員（１０番）	そこまで農業委員会が立ち入る事が出来ないのではないかと。
藤平委員（６番）	権限があるのであればやるが。書類が整っている以上ね。拒否できないと思うが。計画書も提出されているし。
加曽利委員（１番）	あくまで計画だが。
藤平委員（６番）	計画に基づいて履行されることを望む。
議長（岩瀬会長）	いずれにしても、平沢区を無視している訳でもない。かと言って、要望書を盾に５条申請を不許可にすることもできない。
藤平委員（６番）	山岸委員さんの言ったように、農業委員会が立ち入る事が出来る範囲を超えている。
議長（岩瀬会長）	それでは、この辺で決を取りたいと思いますが、どうでしょうか。
山岸委員（１０番）	この要望書について町側はどこが扱うかですね。
事務局長（吉野）	今の時点では、環境水道課が扱っている。
山岸委員（１０番）	それでは、農業委員会は許可しますよ、だけれども町側の意見を伺って下さいと言うしかないですね。農業委員会が許可したのに何で文句を言うのかと言うだろうけど。
齋藤委員（３番）	このような要望書が出るほど、この埋め立ては疑いがあるものなのか。そんなことはないのでしょ。その辺なんですよ。
藤平委員（６番）	逆にないのならないで、権利者に良いですよと言うだけです。
議長（岩瀬会長）	そうですね。それなら、こんなに協議も必要ないですね。

浅野委員（９番）

良い物であれば引手あまたですよ。

齋藤委員（３番）

時間ばかり経過しているので、会長さんいかがでしょうか。

議長（岩瀬会長）

とりあえず、要望書は別に考えて、５条申請だけで考えましょうかね。要望書に関しては無視をする訳ではなく、事務局の方から要望が出ていることを伝えて貰えば良いのではないのでしょうか。町側にも同様の物が提出されているとのことですので、農業委員会としては５条の範囲内で検討することとして。

山岸委員（１０番）

この要望書の内容については、農業委員会で決められることではないですよ。対応できることではないですよ。町で対応して貰うしかないですよ。

齋藤委員（３番）

山岸委員さんの言う通りですね。農業委員会で対応できるものではないね。

議長（岩瀬会長）

それでは、平沢の要望書を無視している訳でもないですけど、５条申請について許可するか、しないか決を取りたいと思いますよろしいですか。

齋藤委員（３番）

ただね、大多喜町農業委員会会長あてに要望書が提出されているのでね。

山岸委員（１０番）

確かに、そこはちょっと引っかかりますね。

議長（岩瀬会長）

それについて、本日、十分審議したではないですか。それを盾に不許可にすることが出来ないのであればね。

齋藤委員（３番）

これが、前回の総会時に提出されていて、本日、協定書の締結された物が、添付されていれば一番良かったが。事務局として、その辺の時間的なものは許されるのか。次回に回しても。要望書は、８月９日に提出されていますね。

事務局長（吉野）

そうです。８月９日です。

- 齋藤委員（３番） 要望書を農業委員会に出されても……。権限が無いですよね。
関係が無いことはないが。うちの方は、あくまでも農地造成に
関してのものだけである。
- 山岸委員（１０番） 要望書は承りましたで、良いのではないのでしょうか。
- 齋藤委員（３番） 要望書どおりにするのであれば、農業委員会は許可をすると。
でも良いのではないか。
- 事務局長（吉野） ということは、要望書の全ての内容に関して履行を確認してか
ら、となるのか。
- 齋藤委員（３番） その方が良いのではないか。
- 事務局長（吉野） 時間が掛かるようであればいかようにしたらよろしいか。例え
ば、数カ月かかる場合は。協定書の締結に時間が掛かる場合は。
- 齋藤委員（３番） 本来であれば、要望書の内容を全て履行してからの方が間違い
ないと思うが。
- 山岸委員（１０番） 理想はそうですね。可能であればそうした方が良いと思うが、
あくまでも、５条の規定に会っていれば許可して良いと思うが。
この要望書の内容については、農業委員会は対応できませんと、
それしか無いと思います。これだけの資料を出せと言って、出し
て来て、まだ待てといえますか。
- 議長（岩瀬会長） 要望書を付けて許可することとしますか。
- 事務局長（吉野） 付ける訳には行かないのではないでしょか。要望書は別の話に
なると思います。許可書は許可書で、別ものだと思います。
- 藤平委員（６番） 不許可の事由にならないのでは。
- 事務局長（吉野） 事由になりませんので、申し訳ありませんが、農業委員会が判
断するものではないと、委員さん方から意見がでていとおりで

と思いますので、やはり、5条は5条、要望書とは別に判断をしていただくしかないのかなと思います。また、前回の総会時に資料の提出を請求しておりますし、これ以上、審議を止める、遅延させる理由がこの要望書だけであるのかどうかをご判断していただいた方が良いのではないかと思います。

齋藤委員（3番）

だから、平沢区が要望書を農業委員会でなく権利者に出せばよいのだが。

事務局長（吉野）

はっきり言ってそうゆうことだが。

山岸委員（10番）

それはそうですが、町がやっぱりワンクッション置いて交渉した方が良いのではないかと思う。地区で権利者と対等にやれと言っても無理だと思う。

事務局長（吉野）

町にも提出されている。

佐川委員（2番）

分けて考えないと、難しいのではないか。

議長（岩瀬会長）

色々ご意見が出ましたが、第6号について要求した書類が提出されたということで、問題なければ許可するというところでどうか。

齋藤委員（3番）

会長あてにこの要望書が出ているから、それが引っかかる。今日、許可してしまうことも心配な要素がある。権利者に農業委員会に要望書が提出されているので、今月の委員会でも時間を費やしたけれども、判断に至らなかったとなってしまうのではないか。

議長（岩瀬会長）

町にも同じものがでているとのことですし、判断がこの場だけではないのだし。

山岸委員（10番）

この要望が町で許可されれば、問題は全くないと思う。

齋藤委員（3番）

その方が良いのではないか。

議長（岩瀬会長）

そうしますか。

佐川委員（2番）

町の動きはまだないのか。

事務局長（吉野）

まだ確認をしていません。この案件は非常に難しいと思いますので、直ぐに結論は出ないとおもいます。

齋藤委員（3番）

それであれば、農業委員会が先走って結論を出さない方が良いでしょう。

山岸委員（10番）

ただ、事務局がどのように権利者に説明できるかだと思います。

事務局長（吉野）

そこです。

山岸委員（10番）

許可できる内容ですけど、要望書がありますので要望内容を履行した時点で許可しますと言えるか。町の担当課で対応できるか。環境水道課で。

事務局長（吉野）

農業委員会の事務局が話をできるかどうかだと思います。

事務局（秋山）

農地法で要望書の内容のために、農地法で保留または、取り下げを求めることは、かなり難しいと考えます。農地法上です。

山岸委員（10番）

許可しないことはできないですよ。町にその辺をお願いできるか。

事務局長（吉野）

農業委員会は独立した機関ですので、町 地方自治体は別ものですから。

藤平委員（6番）

要望書が出ていますけれども、強く要望して頂きたいとの文書なので、農業委員会としては、そのような行為をしたと言う事で回答することで良いのではないかと。5条は別件ではないかと。ですから、農業委員会としては、権利者に要望を伝えましたで良いのではないかと。あとはどうにもならないでしょう。

議長（岩瀬会長）

5条は許可をして、要望内容は伝えるということでしょうか。

藤平委員（６番）	合法であるので。
山岸委員（１０番）	このような要望がでていますで、良いのではないか。
議長（岩瀬会長）	それでは、５条に番号６については、異議ないということで進めて、宜しいでしょうか。宜しければ決を取りたいと思います。それでは、決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。
議長（岩瀬会長）	賛成多数です。
齋藤委員（３番）	前回の資料請求に対して、追加資料を提出したことに対しては、評価しますが、要望書を無視して良いのか。
藤平委員（６番）	無視はしないですよ。権利者には伝えることを条件にしている。
齋藤委員（３番）	それなら良いが。
藤平委員（６番）	その他の権限はないので。そこまでですよ課長。
齋藤委員（３番）	委員会としては５条を許可し、要望を伝えてこのとおりにやって貰いたいと。
事務局長（吉野）	ただ、お願いという意味合いでしか、こちらからは出来ないと思います。
山岸委員（１０番）	要望も出来ませんよね。権限がないから。
事務局長（吉野）	権限がありませんから、出来るだけご検討を願いたいというところだと思います。後は、町サイドがどう対応するかだと思います。
齋藤委員（３番）	要望書についてはどうするのか。
山岸委員（１０番）	課長が言ったとおり、お願いとして伝えるしかないでしょう。

齋藤委員（３番）

要望書どおりにすれば許可するとの事でしょ。

議 場

——— 違うと多数が回答 ———

山岸委員（１０番）

それはできない。

齋藤委員（３番）

我々は、権限が無いとの事でしょ。町はできるのでは。

佐川委員（２番）

５条申請の申請に不備が無ければ許可するしかないのではな
いか。

議長（岩瀬会長）

先ほど決を取らして貰いましたが、賛成多数ですので番号６
可決させていただきます。

齋藤委員（３番）

我々としては、これだけの資料を提出されて、これを疑うの
はおかしいし間違いは無いと思うし判断の中では、許可をする
のは当然だと思う。ただ会長あてにこのような物が提出され
ると、何で農業委員会に要望書を出してきたのか。

議長（岩瀬会長）

農業委員会で許可を出すと進みが早いからではないか。

山岸委員（１０番）

区長さんからすれば許可して欲しくないということだと思
う。

議長（岩瀬会長）

農業委員会で権限があれば検討できるがないので。

齋藤委員（３番）

まあ、あくまで要望書ですからね。そのように考えて問題も
ないですかね。「許可せざるを得ないときは・・・ご指導願
います。」となっているので、問題はないですかね。決を取った
ので、それで良いのではないですか。

議長（岩瀬会長）

議案第２号の番号６については、可決いたします。
続きまして、番号７について質問のある方はお願いします。
この番号７につきましても、前回審議頂いてありますが、位
置の認識が違っていたとのことですが。

事務局（寺井）

前回の申請時には、申請地が１筆で申請されていましたが、申
請者の方も実際に、土地の認識が間違っていることに気が付き、
正確な申請にするため、申請し直しをすることになった案件です。

主な相違点は、申請地番が1筆から複数に増えている点です。

議長（岩瀬会長）

権利者及び義務者も変更無いようですが、ご質問がある方はお願いします。

議長(岩瀬会長)

特に質問はありませんか。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようですが、番号7についてご異議ありませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

それでは、番号7については異議ないものと認めます。

議案第2号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

議長（岩瀬会長）

それでは、審議が長引きましたので、この辺で5分程度トイレ休憩を取りたいと思います。

議 場

（午後3時50分）

トイレ休憩

（午後3時57分）

議長（岩瀬会長）

それでは、全員揃いましたので再開したいと思います。

続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

はい。それでは、7頁をお開きください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成28年8月23日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 1 大多喜町農用地利用集積計画（案）別添のとおり 2 公告を予定する日 平成28年8月24日 今回の設定については、8頁から

１７頁まで、整理番号は２８－２６から２８－２８までとなります。それでは、説明いたします。８頁 農用地利用集積計画各筆明細書

整理番号２８－２６ ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 笛倉地区 地目 田 地積 2,392 m² 他２筆 合計地積
5,675 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で３筆
合計でコシヒカリ 160kg の設定がされております。 ②利用権設定
期間 10年間 。期間開始日 平成２８年８月２４日 満了日平成
３８年８月２３日 借賃の支払い期日は毎年１０月３０日までに持
参払い。 貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、９頁

整理番号２８－２７ ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 笛倉地区 地目 田 地積 581 m² 他３筆 合計地積
3,184 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で４筆合計
でコシヒカリ 90kg の設定がされております。 ②利用権設定期間
10年間 。期間開始日 平成２８年８月２４日 満了日平成３
８年８月２３日 借賃の支払い期日は毎年１０月３１日までに持参
払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、１０頁から１７頁まで同一の申請案件となっています。

整理番号２８－２８ ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 弓木地区 地目 田 地積 740 m² 他３５筆 合計地積
37,815 m² 利用計画 畑として利用貸借権での設定で、賃料 月
500,000 円の設定となっておりますがこれは、この畑のみではなく
周辺の土地（山林等）を含む賃料だとのこと。 ②利用権設定
期間 9年7か月間 。期間開始日 平成２８年８月２４日 満了日
平成３８年３月２３日 借賃の支払い期日は当月分を前月末までに
口座振込とのこと。貸付者 御宿町在籍 有限会社 借受者
市原市在籍 株式会社。 なお、利用権の設定を受ける者（借り手）
の設定後の経営状況は１８頁のとおりとなっています。こちらにつ
きましては、農業経営基盤強化促進法の第１８条第３項の各要件を
満たしていると言えます。議案第３号については以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。

議長（岩瀬会長）

質問はありませんか。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

質問が無いようです。ご異議ございませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

議案第3号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

議件は以上をもって終わります。

（午後4時10分）

議長（岩瀬会長）

それでは、続きまして報告事項について事務局より説明をお願いします。

事務局（寺井）

19ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について 下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成28年8月23日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号14 所在・番地 会所 地目 畑 地積 7,722 m² 登記原因・日付 相続 平成27年11月27日 権利者 いすみ市在住者
番号15 所在・番地 宇筒原 地目 田 地積 1,606 m² 他12筆 合計地積 9,158.91 m² 登記原因・日付 相続 平成28年6月29日 権利者 いすみ市在住者
番号16 所在・番地 下大多喜 地目 田 地積 2,508 m² 他1筆 合計地積 2,659 m² 登記原因・日付 相続 平成26年2月6日 権利者 茂原市在住者。

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下について 下記のとおり、農地法第5条による許可申請の取下願の提出があったので報告する。平成28年8月8日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬 貞夫 農地法第5条の規定による許可申請日 平成28年7月7日 農地法第5条の規定による許可申請の取下願の提出日 平成28年8月8日 番号1 譲受人 東京都中央区在住者 譲渡人 大多喜町在住者 所在・地番紙敷地先 地目 田 地積 590 m² 取下げ事由 申請土地の認識誤りのため。

報告第3号 時効取得を原因とする農地について 下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の時効取得

に係る通知があったので、報告する。平成28年8月23日
大多喜町農業委員会会長 岩瀬 貞夫 番号1 所在・地番
小谷松地先 地目 田 地積 16 m² 登記原因・日付 時効取得
平成7年6月17日 権利者 大多喜町在住者 義務者
大多喜町在住者。

報告第4号 利用権の中途解約に係る通知について 下記の
とおり、農地法第18条第6項の規定による農用地賃貸借権の
中途解約に係る通知があったので報告する。平成28年8月2
3日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫

番号6 所在・地番 笛倉地先 地目 田 地積 2,392 m²
他2筆 合計地積 5,675 m² 貸付人 大多喜町在住者 借受人
大多喜町在住者 事由 借受人が法人格を有していないため。

番号7 所在・地番 笛倉地先 地目 田 地積 581 m²
他3筆 合計地積 3,184 m² 貸付人 大多喜町在住者 借受人
大多喜町在住者 事由 借受人が法人格を有していないため。

報告第5号 軽微な土地改良の届出について 下記のとおり、
届出があったので報告する。平成28年8月23日 大多
喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号2 所在・地番 横山地
先 地目 田 地積 836 m² 他1筆 合計地積 1,749 m² 埋
め立て後の利用 畑 土地所有者 大多喜町在住者 工事期間
平成28年9月1日から平成28年10月15日まで。

報告第6号 農地の転用事実に関する照会について 下記の
とおり 千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に
関する照会があったので報告する。平成28年8月23日 大
多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫

番号6 所在・地番 田丁地先 地目 田 地積 594 m²
変更登記地目 宅地 登記原因・日付 昭和49年11月2日
地目変更 調査・報告地目 平成28年7月18日午後2時から
猿田委員、押元委員の立会のもと事務局2名で現地確認を行
いました。照会地は、前所有者により、昭和48年に宅地に
転用申請、許可がされていたが、地目変更登記がされておらず
農地のままとなっていた。現況は、家屋が建築されており、既
に40年以上が経過している。従って農地としての復元は困
難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏
名 船橋市在住者。

番号7 所在・地番 黒原地先 地目 畑 地積 312 m²

変更登記地目 宅地 登記原因・日付 平成23年月日不詳
地目変更 調査・報告地目 平成28年7月21日午後1時半
から、岩瀬会長、磯野委員、藤平委員の立会のもと、事務局2
名で現地確認を行いました。照会地は、平成10年に敷地の一
部を農業用倉庫に転用する届が出されていたが、地目変更登記
されておらず、農地のままとなっていた。現況は、届出どおり
倉庫が建築されており、残地は庭として使用されていた。固定
資産税も宅地として課税されていることから、農地としての
復元は困難と判断し、非農地として回答した。 土地所有者の
住所・氏名 大多喜町在住者。方向時効は以上です。

議長（岩瀬会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。
す。

つづきまして、議事日程6その他に入ります。

事務局から何かありますか。

事務局（寺井）

毎年実施しております、耕作放棄地全体調査及び農地利用状
況調査についてということで、町産業振興課の担当の鈴木から
お願いがございますのでよろしくお願いします。

産業振興課(鈴木)

産業振興課の鈴木ですよろしくお願いします。議案の配布に
併せまして事前にお配りさせて頂きました。荒廃農地の発生解
消状況に関する調査について、ご説明いたします。本調査につ
きましては、昨年度も委員の皆さまにご協力頂きまして、実施
いたしました。本調査は農地法第30条第1項の規定による農
業委員会が行う利用状況調査を兼ねたものであります。本調査
につきましては、本来全ての農地を対象に調査をするところで
ございますが、広範囲でありまた現地確認ができない場所が多
いため、昨年同様 土地改良等基盤整備を行った農地を対象に
調査を行うこととしたいと思います。

以後、資料の確認及び調査方法、調査結果の提出方法の説
明。

議長（岩瀬会長）

事務局他に何かありますか。

事務局（寺井）

特にありません。

事務局長（吉野）

委員の皆さま他に何かありますか。

事務局長（吉野）

はい。それでは、長時間に渡り慎重審議誠にありがとうございました。
本日の総会につきましては、これにて閉会させていただきます。

大変ご苦労様でございました。

閉 会（午後4時32分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 8月23日

会 長	<u>岩瀬 貞夫</u>	
署名委員	<u>藤野 亨作</u>	
署名委員	<u>藤 平重男</u>	

